

第 1 5 6 2 回 島根県教育委員会会議録

日時	平成 3 0 年 3 月 2 6 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 6 時 4 2 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

—開 会—

—公 開—

(議決事項)

第 35 号 組織改正等に伴う関係規則及び訓令の一部改正について (総務課)

第 36 号 「島根県教職員研修計画」等の改訂について (学校企画課・教育指導課・教育センター)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第 98 号 提言「2020 年代の県立高校の将来像について」の説明会について (学校企画課)

第 99 号 平成 29 年度末市町村立学校の廃止及び平成 30 年度市町村立学校の設置について (学校企画課)

第 100 号 平成 30 年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果について (教育指導課)

第 101 号 平成 30 年度特別支援学校高等部において使用する教科用図書の採択結果について (特別支援教育課)

第 102 号 平成 29 年度島根県青少年芸術文化表彰 (知事表彰・第 2 期分) について (社会教育課)

第 103 号 平成 29 年度島根県児童生徒学芸顕彰 (教育長顕彰・第 2 期分) について (社会教育課)

————— 以上原案のとおり了承

—非公開—

(議決事項)

第 37 号 平成 31 年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について (学校企画課)

第 38 号 平成 30 年度島根県教科用図書選定審議会委員の選定及び諮問について (教育指導課・特別支援教育課)

第 39 号 いじめ重大事態調査報告書 (案) について (教育指導課)

————— 以上原案のとおり議決

(協議事項)

第 20 号 「いじめ重大事態」報告書について (教育指導課)

————— 以上資料により協議

(報告事項)

第 104 号 教育委員会事務局等職員定期人事異動について (総務課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】
鴨木教育長 森委員 藤田委員 浦野委員 出雲委員 真田委員
- 2 欠席者
なし
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

片寄教育監	全議題
松本教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
野口参事	公開議題
村木教育センター所長	公開議題
仁科総務課長	全議題
内田総務課調整監	公開議題
井手教育施設課長	公開議題
門脇教育施設課管理監	公開議題
福間学校企画課長	公開議題、議決第37号
津森県立学校改革推進室長	公開議題
常松教育指導課長	公開議題、議決第38号～39号、協議第20号
村本子ども安全支援室長	公開議題、議決第39号、協議第20号
柿本教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題、議決第38号
佐藤保健体育課長	公開議題
秦健康づくり推進室長	公開議題
前田社会教育課長	公開議題
坂根人権同和教育課長	公開議題
丹羽野文化財課長	公開議題
広江文化財課管理監	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
吉本福利課長	公開議題
中西学校企画課企画幹	議決第37号
堀学校企画課企画幹	議決第37号
村上学校企画課企画人事主事	議決第37号
熊谷教育指導課企画幹	議決第38号
三原教育指導課企画幹	議決第38号
- 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

三浦総務課課長代理	全議題
児玉総務課人事法令グループリーダー	全議題
安食総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

鴨木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	2件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	6件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	3件
	承認事項	0件
	協議事項	1件
	報告事項	1件
	その他事項	0件
署名委員	真田委員	

(議決事項)

第 35 号 組織改正等に伴う関係規則及び訓令の一部改正について (総務課)

○仁科総務課長 組織改正等に伴う関係規則及び訓令の一部改正について説明する。資料の 1 の 1 ページをご覧ください。まず、組織改正に伴う関係規則の一部改正について、平成 30 年度組織改正は大きなものはない。改組に関しては、古代出雲歴史博物館の内部組織に交流・普及課を交流・普及スタッフに改組する。

(5)、組織改正を伴わないものについてであるが、教育指導課の地域教育推進室に幼児教育スタッフを新設することとしている。また、知事部局の所管に係るスポーツ行政一元化の問題につきましては、総務部人事課にスタッフを新設し、今後検討を進めることとなっている。

続いて、給与制度の見直し等に伴う関係規則の一部改正についてである。市町村立学校教職員に係る諸手当については、給与制度の見直し等に伴い、市町村立学校の教職員の給与に関する規則の改正を行う。改正概要に関しては、管理職手当の区分について、前回、3月13日の教育委員会会議で議決をされた指定基準に基づき指定学校の変更を行うものが1点、また、単身赴任手当及び通勤手当等の特急料金等について、知事部局と同様に新たに新規採用職員を対象に加えるといったものが2点等々、計4点について改正を行う。

次に、1の2をご覧ください。義務教育学校設置等に伴う関係規則及び訓令の一部改正についてである。義務教育学校設置等に伴う関係条例の改正については、1月30日の委員会で報告したところである。今回は11の規則及び訓令を改正するものである。改正の概要としては、各課の所掌事務に関し、小・中学校を対象としている事務について、義務教育学校も対象にするといったことなどの改正によるものである。

以上3点であり、いずれも施行期日は全て平成30年4月1日としている。

○真田委員 スポーツ行政の一元化に関し、総務部人事課にスタッフを新設し検討を進めるということであるが、具体的にどのように検討するのか。

○仁科総務課長 地教行法で教育委員会が所管するスポーツに関する事務というのは決まっているところである。学校教育に関するスポーツ、これが教育委員会の所管になっているところであるが、現在、事実上、それ以外のものに教育委員会が所管しているものもある。また、知事部局においても、いろいろな部局、健康福祉部や地域振興部などで多種多様なスポーツに関する業務をそれぞれが所管しておるという状況にある。教育に関するスポーツは今後も教育委員会に残りますが、それ以外についてはなるべく一元化していく方向で人事課のほうで来年度以降議論されるということになっている。これは各都道府県ともここ数年トレンドになっているという状況である。

○鴨木教育長 繰り返しになるが、地方教育行政法の中で、法律上教育委員会が義務的に担保すると定められているものを除き、スポーツに関するさまざまな事務とかが

知事部局の中で行われており、それをどう一元化をして県民の皆様にわかりやすくしようとしていくのかと、そういう観点での知事部局での検討が進められてきたということである。きっかけは昨年5月の定例会、議員からの質問に知事が検討を進めるといふ旨を表明されて、今年度の下期、検討を進めてこられたわけであるが、今回の知事部局における組織改正の中で、当面、総務部人事課に専任のスタッフを新設して、知事部局におけるスポーツ行政の一元化の問題の具体化を図るといふことで、早ければ平成30年度の中途からこの一元化が見えてくると思っている。これはあくまでも知事部局における所管の一元化というものになるが、知事部局における所管が一元化されれば、その反射的な効果として、教育委員会が法律上所管をしている教育委員会の中の学校保健体育などについても、カウンターパートがはっきりすれば、そこのやはり連携・協力もしやすくなると見ている。

———原案のとおり議決

第36号「島根県教職員研修計画」等の改訂について（学校企画課・教育指導課・教育センター）

○村木教育センター所長 島根県教職員研修計画等の改訂について、お諮りする。資料2をご覧ください。島根県教職員研修計画と学校管理職等育成プログラムの改訂をするものである。

これまでの経過であるが、現行の教職員研修計画は管理職等育成プログラム、教員人材育成基本方針の策定を受け、平成28年3月に策定し、これに基づき各種の研修を実施しているところである。

このたびの改訂の趣旨であるが、教育公務員特例法の改正を受け島根県公立学校教育職員育成指標を策定し、この2月に島根県公立学校教育職員人材育成基本方針を改訂した。また、学校教育法の改正を受け、同じくこの2月に島根県公立小・中・義務教育学校事務職員人材育成基本方針を新たに策定した。この2点を受け、これらの育成指標や人材育成基本方針に基づいた研修計画及び管理職等の育成プログラムの内容を整理するものである。

具体的には、別添の資料、島根県教職員研修計画をご覧ください。

1ページのほうでは、島根県の教職員として求められる基本的な資質能力を5項目示している。3つあった従前の項目に、チーム学校、地域との連携の2つの視点を加え、5項目示している。また、キャリアステージに応じて求める姿と育成する資質能力というものを、教育職員（教諭等）、学校事務職員について示した。2ページ目の学校事務職員の記述を充実させたところが今回の改訂の大きなポイントの一つとなっている。

3 ページからは、育成指標を教諭等、管理職、学校事務職員について記載している。

6 ページからは、実施する研修の種類、研修等の方針を上げている。これは、これまでの研修の概要をお示ししたものである。

9 ページは、研修体系図を記載している。教諭等について、キャリアステージをこの中に明記した。年数の変更や学校事務職員についても新たに記載したところが変更の点である。

次に、学校管理職等育成プログラムであるが、福間学校企画課長のほうから説明する。

○福間学校企画課長 学校管理職等育成プログラムについて説明する。別冊の資料をご覧ください。

まず、「はじめに」についてであるが、学校管理職の現状と課題ということで、中教審の答申等において管理職段階の研修等の改善方策として、組織マネジメント力を身につける研修システムの開発が指摘されていること、本県において年齢構成に偏りがあり、さらに中堅教員が少なく若手教員が多いという状況にあることから、採用時から将来の管理職の人材育成というのが必要であるとしているところである。

それから、人材育成基本方針の改訂と管理職育成指標の作成についてであるが、平成29年の教育公務員特例法の改正により、教育職員の育成指標を定めることになった。人材育成基本方針として、校長については、教員等と区別した管理職に求められる資質能力の育成指標、これを示したということで、経緯をまとめられたということである。

2 ページには管理職として求められる指質能力、これも現在の5項目をまとめている。以前の管理職等育成プログラムからこの5項目をどういうふうに定めたかというような経過についても記載している。3 ページは管理職の育成指標について記載している。

4 ページ以降は、平成26年に定められた管理職等育成プログラムと基本的には同じである。全ての教職員が学校マネジメントというのを理解することの必要性や、この学校管理職等育成プログラムの構成、実際の研修等の内容を記載している。

5 ページのミドルリーダーを対象とした研修に関し2泊3日の宿泊研修のみであったが、実践発表の場を設けたほうが良いということで、1日加えるという変更している。

それから、6 ページの・中学校の校長を対象とした校長の学校経営実践研修を実施する。しばらく行っていなかったものであるが、校長への悉皆研修というような形で新規にまた行っていきたいと考えている。

8 ページからは、キャリアステージごとに育成の狙いとか具体的な研修をまとめている。これは、教育職員の育成指標のほうから特に学校マネジメントに関するような育成の狙いというものをまとめ示すとした。

最後の10ページには、学校現場の管理職によるOJT研修、評価システムによる評価・育成、学校管理職アドバイザーについても載せている。

○村木教育センター所長 今度の予定であるが、資料2をご覧いただきたい。学校管理育成プログラムは、各県立学校・各市町村教育委員会へ配付するとともに、島根県教職員研修計画の方は、ホームページへの掲載や教職員研修案内の配付によって学校等に周知をする。また、研修プログラムの見直しを進めることとし、平成30年に実施する各研修の内容にこれらの反映を図るとともに、平成31年度以降の研修講座の企画に当たってもこの具現化を進めていくこととしている。

○鴨木教育長 今回改訂しようとしているものは、教職員研修計画と管理職等の育成プログラムであり、改訂の趣旨としては、2月に議決した教育職員の人材育成基本方針、さらには学校事務職員の人材育成基本方針、これとの整合性を図るために既存の2つの計画を改訂しようということである。この教職員研修計画の対象とする範囲について補足願いたい。

○村木教育センター所長 基本的には、県の教職員研修計画であるため、教育センター、また、それぞれの各課が所管する研修、これを包括しているが、校内研修もこれに準じて計画されていくと考えている。

○鴨木教育長 教育職員、学校事務職員に対する研修は、地方教育行政法の中で、学校設置者たる教育委員会、あるいは教員の任命権者たる教育委員会が行うこととなっている。教育行政の立場で行う研修がこの計画の直接の対象ということになるため、それぞれの学校の中で行われる校内研修というのは直接的にはこの計画の対象にはなっていないが、研修の物の考え方が前提として記述してあるので、そういった考え方は各学校における校内研修の中でも具現化に向けて参考にしてもらいたいというような位置づけの研修計画となる。

管理職等の育成プログラムについても同様である。地方教育行政法の中で、教育委員会として担うべき研修なり人材育成というのがあるため、それを規定したものが今回のこのプログラムであり、ただ、実際にその現場の管理職の皆さんは、OJT、日々の仕事の中でみずからその力量を高めていくことをやっておられる。そういったものにもこの考え方を参考にさせていただくというような位置づけになるかと考えている。

○真田委員 よくわかる体系になっていると思う。最後のほうに載ってる30年度に実施される研修等があるが、将来的に現場にかえて指導する立場となる指導主事の方々にもこれが参加できるようにすればいいと思われる。

○村木教育センター所長 各指導主事会等も行っているので、今回この改訂について周知していきたいと思う。

○鴨木教育長 指導主事、社会教育主事は、教育委員会事務局の中において、いわば現場を支える側に回ってもらっているわけであるが、いずれはまた学校現場に帰っていくということを考えると、事務局に勤務する期間中も人材育成が図られたほうがい

いとこの指摘であると思う。指導主事、社会教育主事が日々の勤務が忙しくてなかなかこういった研修に参加しづらいという事情もあると思うが、できるだけそれぞれの所属長の配慮の中で、必要な研修、人材育成が図られるように留意をしてもらいたいと思う。

———原案のとおり議決

(報告事項)

第98号 提言「2020年代の県立高校の将来像について」の説明会について（学校企画課）

○津森県立学校改革推進室長 資料3の1ページをご覧いただきたい。「2020年代の県立高校の将来像について」は、前回3月13日の本会議で協議いただいたところである。資料の1の目的にあるように、次年度当初に提言内容を県民に広く周知するために、説明会を県内6カ所で開催したいと考えている。

場所については、各教育事務所管内で1カ所、ただし、隠岐管内は島前島後の2カ所で開催する。日時については、できるだけ多くの方々に参加してもらうため土日開催を前提とし、一定の周知期間をとり、年度初めの多忙な時期を避けると、連休明けの5月中旬が最もふさわしいと考えて設定した。周知方法については、パブリックコメントの実施と同様に学校企画課のホームページに掲載するとともに、新聞広告等での周知も検討したいと考えている。また、各県立学校やあるいは市町村教委、高P連、小・中のPTA連合会にも案内をしたいと考えている。参加予定者についてであるが、教育監、次長、参事と学校企画課、教育指導課で2班をつくってと考えている。

この説明会の内容は、初めに教育指導課から国の教育改革の動向について説明をし、その後、提言の内容について説明をする。これにより国の教育改革と提言が同じ方向性であることを理解いただけるものと思っている。最後に質疑応答の時間を設ける。一応30分としているが、時間にこだわることなく、参加された皆様の意見を十分に聞きたいと考えている。

3の2ページは、提言内容の概要、いわゆるダイジェスト版である。説明会も含めて、今後の周知活動の中で活用していきたいと考えている。

○森委員 会場100名程度の参加者とあるが、出席希望者は申し込みが必要か。

○県立学校改革推進室長 今のところ、申し込みを求めないように考えている。

○森委員 ホームページだけでは、なかなか伝わらないのではないかと。新聞広告を考えてると説明があったが、できるだけ広く告知ができたほうがいいように思う。もしかしたら100名を超す場合もあるかもしれないので、申し込みが必要かなと思ったが、たくさん来られても大丈夫ということか。

○津森県立学校改革推進室長 状況によって検討する。現在のところは、お申し込みという手続はとらずに開催したいと考えている。

○鴨木教育長 事前の申し込みという手続をとると、それがまた手続が煩瑣で、なかなか行きづらいというようなことにつながる懸念もあるので、事務局のほうでよく検討してもらいたい。この提言について関心をお寄せになっている県民の皆様に対し、どういったところにどういう手段でこの情報を届けるかというところは、知恵を絞っていく必要があると思う。

特に今回の提言は、提言の1で、離島・中山間地域の魅力化高校の取り組みを全県に広げようというものである。離島・中山間地域の高校魅力化というのは、学校設置者と地元市町村、あるいは地域の方々が堅固な認識を共有するところから、その取り組みが始まるというような提言になっている。そういう意味からいうと、今回の提言を一番知っていただきたいのは、高校を支える側に回っていただく市町村、あるいは地域の方々、その市町村も恐らく市町村の教育委員会だけではなく、市町村の地域振興部局、あるいは実際に地域づくりを実践しておられるの方々、そういった方々のところにこの情報がきちんと届くという工夫が必要だろうと思う。できれば市町村教育委員会の教育委員さん方には出席いただき、この議論に主体的に参画していただきたいという期待も持っているので、市町村の教育委員さんにこの情報がきちんと届くように、紙による情報提供、ウェブによる情報提供等いろいろ工夫をしてみられたらいいと思う。

○森委員 教育長が言われた市町村の教育委員さんの参加ってというのは、本当に必要と思う。魅力化に関し関心が低い市町村もあると私も聞いている。地元が本気になってこの学校のあり方について考えていただくためにも、ぜひ教育委員が参加してもらえよう周知をしっかりとしてほしいと思う。

○鴨木教育長 森委員さんのほうから発言もあったが、市町村はいろいろやっぱり濃淡がある。例えば教育魅力化推進事業に既に取り組んでいて、高校魅力化と連動する小学校、中学校の魅力化を具体的な事業として進めているような市町村では、当然、今回の在り方検討委員会の提言をこの2年間ずっと注目してきておられた。あるいは高校魅力化と連動すべき小学校、中学校の魅力化とはどうあるべきかとの議論を尽くしてきた市町村も多い。ただ、一方で、新たに魅力化の仲間入りをしようという地域ではまだまだ議論の熟度が必ずしも十分でない、そういった地域もあるかもしれないので、全ての市町村の教育委員さんにこの問題について主体的な議論に参画していただくというため情報をきちんとお届けするという工夫が必要になるかもしれない。

○浦野委員 ポスターの掲示など、高校に今から進学ということを考えている保護者さんたちの目にとまるような、掲示物は考えていないか。

○津森県立学校改革推進室長 ポスターについては考えていないが、ターゲットを絞りながらさまざまな手段、方法を用いて、工夫しながら、できる限り周知できるように努めていきたい。

○真田委員 提言の2の(5)の中高一貫教育のところの「現時点ではなじまないが」と記載があるが、なぜなじまないのか。

○鴨木教育長 要約の仕方の問題であると思う。今の指摘を反映するならば、あえて「現時点ではなじまないが」というところを残さず、「中等教育学校及び併設型の設置については、将来検討を行う場合、さまざまな課題について丁寧な検証を行う必要がある」というぐらいな要約にしたほうがいいのではないかという意見であったと思う。中高一貫教育に対しては、現時点で在り方検討委員会として評価をされた内容にかかる新たな表現は必要だと思う。

○浦野委員 中高一貫教育っていうのは、現在、飯南高校とか吉賀高校で行われている連携型はまた違う、いわゆる私学とかが行っているような一貫して、高校受験がなくて、最後の1年は受験に向けてみたい、そういうタイプの学校の事か。

○鴨木教育長 飯南高校とか吉賀高校で行われている中高連携型の教育のことは、ここでは述べていない。教育課程に連動性を持たせるような併設型、あるいは器を1つにするような格好の中等教育学校、そうした中高一貫教育についての評価を、在り方検討委員会はされたということである。

なぜこのような表現がこの提言の中に出てきたかという、2年間の審議の過程において、浜田市、江津市エリアにおいて先行的にリーディングスタディーとして浜田市エリア、江津市エリアにおける高校教育のあり方を、在り方検討委員会として先行的に議論をされた。その際、浜田市から中高一貫教育、併設型または中等教育学校をつくってほしいというような要望に対し、在り方検討委員会は見解というものを述べる必要が生じ、この中にこの問題が記述されたということである。そのため、提言全体の大きな論旨からいうと、かなり外れた分野の議論であるが、これは在り方検討委員会として地域公聴会をされ、その場で受けた要望に対して、どう考えるかという見解を示す必要があったので、在り方検討委員会としては「なじまない」と考える一方で、将来的な検討の芽まで摘むものではないので、将来、仮に検討しようという場合には、こういった論点についてきちんと検証していく必要があるという、方向性を出されたというのが経緯である。在り方検討委員会の提言そのものに、そういう理由等が明記してある。教育の魅力化にはいろんな要素があるが、小学校、中学校、特別支援学校、高校、そういう校種を貫いて一体的、系統的に教育を進めていくため、島根の子どもたちに、どのように育ててもらいたいのかという、その教育の理念を関係者が協議をした上で、それぞれの校種ごとにきちんとバトンタッチをしていこうと、そういう中で島根の子どもたちに本物の生きる力を見つけてもらおうという、これが在り方検討委員会の提言の一番太い主張であるし、そのことは、我々教育委員会がこの2年間議論をし、予算などを通じて具体化してきた考え方である。そういうものと、中等教育学校なり併設型の中高一貫教育というものの方向性が違うので、受験学力をつけさせるためだけに、本来中学校の学校を設置したのは市町村であるのかかわらず、中学校を県立で設置してまで受験教育のためのそういうような、ある意味でいうと特

殊なテーマを持った学校をつくろうということはなじまないのではないかという考え方が、在り方検討委員会から提言されたということである。それを我々としてどう受けとめ、この問題についてどのように我々として判断をしていくかということになるかと思う。

○浦野委員 ここにこういう記載があると、誤解を招くような気がする。

○鴨木教育長 説明会の時間配分からいっても、国の教育改革の動向も含めて約1時間の中で、この提言の全体像を全ての方に理解していただく必要がある。その中でこの問題をあえて取り上げる必要があるかどうかについては、在り方検討委員会の提言の一番重要なものが伝わるのであれば、あえて誤解を生むようなものはなくてもよいという考え方もあるかもしれない。提言を受けた教育委員会が判断するというよりも、在り方検討委員会として、県民の皆さん向けに概要として説明しておいたほうがいいのか判断は、在り方検討委員会に確認した方がいいと思われる。

——原案のとおり了承

第99号 平成29年度末市町村立学校の廃止及び平成30年度市町村立学校の設置について（学校企画課）

○福間学校企画課長 平成29年度末市町村立学校の廃止及び平成30年度市町村立学校の設置について報告する。書類4の1ページをご覧ください。

市町村立学校の設置、廃止については設置者である市町村の報告を待ち、本教育委員会議に報告するものである。平成29年度末をもって松江市立八東小学校と中学校、益田市立西南中学校の3校が廃止になる。このうち八東小学校、中学校においては、松江市立義務教育学校八東学園の平成30年に設置するというに伴うものである。裏の資料4の2ページをご覧ください。早見表にあるように、益田市立の西南中学校については、益田市立中西中学校に統合される。これらの設置廃止により、増減については小学校が1校の減と、中学校は2校の減、それから義務教育学校が1校新設され、合計で2校の減となる。近年の学校数の推移を表にまとめているが、平成30年度は、小・中学校が合計298校、義務教育学校は1校で、計299校となり、300校を割り込んだ。平成18年度が369校でありますので、これと比べると12年間で70校減ということである。

○浦野委員 来年度、義務教育学校というものが新しく設置されるが、今後こういうタイプの学校は増えていく予定があるか。

○福間学校企画課長 全国のほうでは今新しく46校設置されるということで、全国ではいわゆる6・3制からほかの9年制の学校で4・3・2等の学校というのは増え

ていくのではないかと思われる。県内のその他の動きについては現時点で聞いていないが、八束学園の状況を見ながら今後いろいろと考えられることになるのではないかと思う。

○鴨木教育長 県内に19の市町村教育委員会があり、今回は松江市教育委員会として、学校設置者として義務教育学校を1カ所新設するということである。それ以外の市町村教育委員会から義務教育学校について何らかの相談など、固有名詞はいいのでなんらか聞いている話はあるか。

○学校企画課長 現時点ではない。

○鴨木教育長 実態として小学校と中学校が近隣にある、あるいは併設型になってる、そういう例は県内に幾つも出てきているが、学校教育法上の義務教育学校として学校を設置するという判断は、今回初めて設置のこの八束学園で行われるということである。

———原案のとおり了承

第100号 平成30年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果について（教育指導課）

○常松教育指導課長 平成30年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果について報告する。第2次募集についてである。全日制では募集人員614人に対して、出願者数が25人、受検者数も25人、合格者数は23人であった。定時制では募集人員265人に対して、出願者数が15人、受検者数が14人、合格者数は8人であった。この合格発表は、3月22日15時に各高校で行われた。第2次募集を実施しなかった、定員が満たしたために第2次募集を実施しなかった学校が6校、出願がなかった学校・学科が16校33学科、第2次募集を実施した学校・学科は全部で17校26学科という状況であった。

続いて、平成30年度入学者選抜の最終状況についてである。全日制では入学定員5,310人に対して、合格者総数が4,719人で、定員充足率は0.89であった。昨年より0.02ポイントの減であった。一方、定時制では入学定員360人に対して、合格者総数が103人で、定員充足率は0.29であった。これは昨年より0.05ポイントの減ということである。

続いて、5の2、5の3をご覧いただきたい。既に前回までの教育委員会会議で報告したものあるため説明は省略するが、1つだけ変更点があった。松江東高校の通学区外の合格者数である。第2次募集で通学区外より1名の合格があったため、合計で44名の合格者となっている。

5の4は各校の詳細を記したものである。全日制の県外からの合格者数は、今年度は165人であった。昨年度が184人であったので19名の減である。県外からの

合格者数が大きく減少したのが矢上高校であり、昨年度18名の合格者あったものが今年度は9名の合格者となった。中でも推薦選抜の合格者が昨年度13名であったが、今年度は出願9名に対して5名の合格者ということで、この県外の合格者が非常に減っている。学校のほうに確認したところ、今年度は推薦選抜の段階で地元中学の意欲のある成績上位の生徒が多く出願をし、合格をしたということによるものとの分析がされているところである。

○鴨木教育長 全日制、定時制の合格者は確定をしたということになるが、通信制は今後どういう段取りになるのか。

○常松教育指導課長 通信制は、出願期間が3月の5日から本日3月26日の17時までが出願としている。面接は、宍道高校が4月の6日に実施され、浜田高校は3月27か28日のいずれかで実施をすると聞いている。

○鴨木教育長 「しまね留学」について29年度、30年度、2年連続で合計184名だった。今回30年度入試はどうか、非常に関心を寄せていたが、結果的には165名となった。そのことがどういうことを意味するのか、少し心配していたが、矢上高校の減少幅が大きくて、それが全体に影響したということであって、それ以外の魅力化高校については若干名の増だったようである。大きなトレンドは変わっていないように思うが、矢上高校は推薦の段階から地元の中学生在が意欲的に矢上高校を受験され、県外生よりも優秀な成績で推薦入学を勝ち取ったということが今回の特徴であったと思う。ただ、やはり矢上高校も「しまね留学」を通じた教育効果、これには大変期待するところが大きいわけであるので、31年度以降の「しまね留学」、引き続き取り組んでいかれると思うし、島根県全体として、県内の中学生に引き続き受験してもらえそうな「しまね留学」の取り組みを一層促進していくという基本的な方向性は維持していくべきものかなというふう考える。

また、夏場に、夏から秋にかけて魅力化高校のオープンキャンパスのようなものを仕掛けていくような時期も来ると思うが、今回のことを十分に検証した上で、実効性のある取り組みになるようにまたしていきたいと思う。教育指導課と学校企画課の改革室、よく連携をしながら31年度入試に向けた検討を深めてもらいたいと思う。

———原案のとおり了承

第101号 平成30年度特別支援学校高等部において使用する教科用図書の採択結果について（特別支援教育課）

○佐藤特別支援教育課長 平成30年度特別支援学校高等部において使用する教科用図書の採択結果について報告する。

県立の各特別支援学校の採択については、昨年8月25日の教育委員会会議にて報告したところである。高等部の教科書の採択においては期限を示した定めがないため、このたび平成30年度で入学する高等部生徒の実態などにに基づき、教育長専決で新たに採択をしたところである。採択に係る基本方針により、生徒の発達段階、障害の状況や教育課程を考慮し、6の1ページ上段に記しているような採択となった。

(1) 文部科学省検定済教科書2点についてである。これらについては、盲学校2年生についての教科書であるが、12月に拡大版が出たことを受けまして採択した。

(2) 学校教育法附則第9条による一般図書7点についてである。これらについては、新入生の実態により新たに採択をした。

次ページ、6の2ページには、採択されたそれぞれの教科書を載せている。

———原案のとおり了承

**第102号 平成29年度島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰・第2期分）について
（社会教育課）**

**第103号 平成29年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第2期分）について
（社会教育課）**

○前田社会教育課長 平成29年度島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰・第2期分）について説明する。資料7の1をご覧ください。

表彰要綱で定める全国規模の大会及びこれに準じると認められる大会、つまりその分野で最も権威のある大会において、最優秀またはそれに次ぐ賞を受賞した団体や個人を対象とする表彰である。

第1期分は、昨年12月の教育委員会会議において、11月までに受賞決定となったものを報告したところであるが、今回は昨年12月から直近までに受賞決定となったものを報告する。

今回の第2期分は2件である。資料7の2をご覧ください。松江北高校1年の藤井さんは、青少年読書感想文全国コンクールで全国2位に相当する文部科学大臣賞である。益田養護学校高等部1年の三浦さんは、全国特別支援学校文化祭の写真部門で、最優秀の3つの賞の1つ、りそなグループ賞を受賞である。なお、この1年を通しこの表彰の対象となったのは計6件であり、この5年間では2番目に多い件数となっている。表彰式は明後日、3月28日の15時から行われる。

○鴨木教育長 それでは、関連があるため、報告第103号もあわせてお願いします。

○前田社会教育課長 平成29年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第2期分）につきまして説明する。資料8の1をご覧ください。

実施要項で定める全国規模の大会及びこれに準じると認められる大会において、入賞以上と認められる賞を受賞した団体と個人を対象としている。この顕彰も先ほどの知事表彰と同様に、昨年12月以降に受賞となったものを報告する。

今回は計42件であり、詳細は裏面の資料8の2に記載している。なお、1年を通しこの顕彰の対象は計66件となった。こちらもこの5年間では2番目に多い件数であり、児童生徒の健闘と指導者の熱意ある指導があらわれているものと考えている。顕彰式は先週3月22日に行った。

———原案のとおり了承

鴨木教育長 非公開宣言

—非公開—

(議決事項)

第 37 号 平成 31 年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について
(学校企画課)

———原案のとおり議決

第 38 号 平成 30 年度島根県教科用図書選定審議会委員の選定及び諮問について
(教育指導課・特別支援教育課)

———原案のとおり議決

第 39 号 いじめ重大事態調査報告書(案)について(教育指導課)

———原案のとおり議決

(協議事項)

第 20 号 「いじめ重大事態」報告書について(教育指導課)

———資料に基づき協議

(報告事項)

第 104 号 教育委員会事務局等職員定期人事異動について(総務課)

———原案のとおり了承

鴨木教育長 閉会宣言 16時42分